

令和3年第4回九戸村議会定例会

令和3年12月10日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第1号 九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第2号 九戸村村営住宅等条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 村営くのへスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 九戸村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
- 日程第7 議案第7号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 令和3年度九戸村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第9 議案第9号 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第10号 令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第11号 令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第12号 令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第13号 令和3年度伊保内財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 第3回定例会継続議案第9号 令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第3回定例会継続議案第10号 令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

◎出席議員（12人）

1番	古 館 巖	君	7番	保大木 信子	君
2番	川 戸 茂男	君	8番	岩 渕 智幸	君
3番	坂 本 豊彦	君	9番	渡 保 男	君
4番	大 崎 優一	君	10番	山 下 勝	君
5番	中 村 國夫	君	11番	桂 川 俊明	君
6番	久 保 えみ子	君	12番	櫻 庭 豊太郎	君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村 長	晴 山 裕 康	君
副 村 長	伊 藤 仁	君
教 育 長	岩 渕 信 義	君
総 務 課 長	大 向 一 司	君
移住定住担当課長	川 原 憲 彦	君
子育て支援担当課長	浅 水 涉	君
会 計 管 理 者	吉 川 清一郎	君
兼 税 務 住 民 課 長		
保 健 福 祉 課 長	杉 村 幸 久	君
産 業 振 興 課 長	中 奥 達 也	君
地 域 整 備 課 長	関 口 猛 彦	君
教 育 次 長	坂野上 克 彦	君
地 域 整 備 課 主 幹	上 村 浩 之	君
兼 水 道 事 業 所 長		

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これから、本日の議事日程に入ります。

なお、議案第 1 号から議案第 13 号までの議案 13 件につきましては、12 月 6 日の本会議において、説明が終わっておりますので、質疑から行います。ご了承願います。

◎議案第 1 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 1、議案第 1 号「九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号「九戸村国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 2、議案第 2 号「九戸村村営住宅等条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「九戸村村営住宅等条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第3、議案第3号「九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第4、議案第4号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第5、議案第5号「村営くのヘスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「村営くのヘスキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第6、議案第6号「九戸村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「九戸村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第7、議案第7号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第8、議案第8号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第6号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第9、議案第9号「令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第10、議案第10号「令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号「令和 3 年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 11、議案第 11 号「令和 3 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 2 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号「令和 3 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 2 号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 12、議案第 12 号「令和 3 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号「令和 3 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 13、議案第 13 号「令和 3 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 1 号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号「令和 3 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号並びに議案第 10 号の決算審査特別委員長の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 14、令和 3 年第 3 回議会定例会継続議案第 9 号「令和 2 年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに日程第 15、令和 3 年第 3 回議会定例会継続議案第 10 号「令和 2 年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の議案 2 件を一括して議題といたします。

ただ今議題となりました議案 2 件は、令和 3 年 9 月 10 日の第 3 回議会定例会本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託したものであります。

審査が終わり、報告書が提出されております。

審査結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、中村國夫君の登壇を許します。

（決算審査特別委員長 中村國夫君登壇）

○決算審査特別委員会委員長（中村國夫君） 決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

令和 3 年 9 月 10 日の令和 3 年第 3 回議会定例会におきまして、本委員会に付託され、9 月 17 日の第 3 回議会定例会最終日の本会議において、閉会中の継続審査

となっておりました、第3回議会定例会継続の「議案第9号 令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに「議案第10号 令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の議案2件については、お手元に配布されております決算審査特別委員会報告書のとおり、「原案のとおり認定すべきもの」と決定されました。

審査の経過でございますが、第3回議会定例会後の閉会中におきまして、10月8日、11月10日、11月18日の3回にわたって決算審査特別委員会を開催し、村当局の出席を求めて慎重に審査を行いました。

11月18日の委員会において、質疑の終結を確認し、その後に討論・採決を行いました。

討論では、反対の討論が1人の委員から、賛成の討論が2人の委員からありました。

採決の結果は、議案第9号並びに議案第10号でも賛成5人、反対5人と賛成・反対が同数となりましたので、九戸村議会委員会条例第14条第1項の規定に従い、委員長裁決により議案第9号、議案第10号とも「原案のとおり認定すべきもの」と決定されました。

以上、決算審査特別委員会の審査結果報告といたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、日程第14、令和3年第3回議会定例会継続議案第9号並びに日程第15、令和3年第3回議会定例会継続議案第10号の議案2件について、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

議案2件は、順次、討論、採決いたします。

◎令和3年第3回議会定例会継続議案第9号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 最初に、日程第14、令和3年第3回議会定例会継続議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「議長、2番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君）　ただ今、議題となっております第3回定例会継続議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定」について、反対の立場から討論を行います。

はじめに、農業集落排水事業は、平成14年度から供用が開始され、同時に1件当たり25万円の受益者分担金の徴収が始まりました。

また、下水道事業は、平成12年度から一部の供用が開始となり、同時に受益者分担金の徴収が始まっております。

農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計とも、これまで過去の議会による決算審議では、収入未済額はあるものの、その中に消滅時効分が含まれていることや、不納欠損が必要であることは、当局から説明がありませんでした。

滞納となっている受益者分担金について、今回、不納欠損処理を行うこととなった原因は、「下水道に接続する際に納付すれば良い」との誤った運用が長期間にわたって行われ、そのために債権の保全手続きが行われないうまま5年が経過し、消滅時効により不納欠損となったものです。

村当局は、管理監督職員による指摘・指導がなされず、業務の執行管理に組織上の大きな問題があったことを深く反省するとともに、村政に対する村民の信頼を損なうこととなったことに対し、真摯に謝罪をすべきであり、そこから信頼回復へのスタートであると考えます。

決算認定に反対する理由ですが、1点目は、今回、審議対象となった令和2年度決算において、農業集落排水事業の受益者分担金が実人数21人、延べ22件で463万円。

下水道事業の受益者分担金が実人数87人、延べ94件で1,591万円。合わせて2,054万円もの不納欠損額が計上されました。

下水道受益者分担金を含む村税等の滞納が累増する中で、これらの滞納金について、債権保全などの適切な対策を講じ、滞納整理を図るとともに、行政の信頼性を確保することを目的とした「村税等滞納整理対策委員会」が設置されているにもかかわらず、課題を先送りにするなど機能してこなかったために、多額の損失となった責任は重いと言わざるを得ません。

2点目は、村民の不公平感につながる問題が生じることです。

当局から示された資料によりますと、不納欠損として計上された分担金の滞納者の資力・財力の有無について、現時点で資力・財力無しが、農業集落排水事業では21人中1人。

下水道事業では、87人中3人となっており、ほとんどの滞納者が資力・財力が有りながら、当局の不適切な事務処理によって徴収不能な未収金となり、今回、不納欠損処理となりました。

また、分担金を納付しないで下水道に接続している件数は、農業集落排水事業

では1件、下水道事業では15件となっております。

さらに、不納欠損となった宅地は、今後、下水道に接続する場合でも資力・財力が有った場合でも、分担金の徴収ができなくなるため、すでに分担金を納付している受益者との不公平感が生じることとなり、村当局の責任は重大であると考えます。

最後に、村当局から受益者分担金事務改善報告書案が、11月16日に提示され、諸問題の要因分析と今後の再発防止策が示されておりますが、これだけ多額の不納欠損を議会に提案するに当たり、議会への対応や住民への説明などについて、一度も滞納整理対策委員会で協議することなく決算議会を迎えており、この教訓が、今後に活かされるのか心配です。

議会への説明は、間接的に住民への説明でもあることを意識し、全庁的に共有すべき重要事案であると思います。

二度と、このような不幸な事案を発生させることのないように、猛省をするとともに、村民に対し丁寧な説明を行い、信頼回復に努めるよう申し上げ、反対討論といたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子さん

○6番（久保えみ子君） 令和3年第3回議会定例会継続議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論します。

本議案は、九戸村農業集落排水事業の受益者分担金の滞納者への正しい対応が行われてこなかった結果、時効となり、九戸村農業集落排水事業に多大な欠損金を発生させることになりました。

村民の皆さまに対し、十分な説明とともに、深く反省とお詫びを申し上げなければならぬことだと思います。そして、また同時に、今後においては、法令に沿った適正な管理を行っていくことが必要です。

今回、提案された議案は、やむを得ない措置と考えます。村民の福祉向上を担う自治体の役割を果たすために頑張っている中で、再発の防止を図る上では、本議案に限らず、行政運営の全般にわたっても十分な検討を行っていくことが必要ですし、仕事に対して自覚と認識を高めて取り組んでいくことが必要です。この点も強く求めて、賛成討論とします。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、討論ありませんか。

（「7番、賛成討論です」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 7番、保大木信子さん

○7番（保大木信子君） 令和3年第3回議会定例会継続議案第9号「令和2年度

九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論いたします。

これまで条例や法令に従わない処理が数年間続けられてきました。予算査定するときには、この数年間、村長に対して時効が成立していて、収納できないものだという説明も担当課の職員からなされてきたと認識しております。

受益者分担金不納欠損を先延ばしにすることは、何の解決にもなりません。ここでの処理は、法律に基づき正しい判断で正常な状態に戻したことになります。行政の仕事は、法律や条例に基づき行われなければなりません。

過去の認識の違いから債権保全をしてこなかったことはあってはならないことではありますが、過去に遡ることはできません。

これからは、このようなことを起こさないために、受益者分担金事務改善報告書案を作成し、今後の再発防止策の提示をして、村民に説明責任を果たしていく旨、報告がありました。

正常な事務処理に戻し、今後はこのようなことが起きないように、職員には日々の仕事に力を注いでいただきたい。よって、この認定に賛成いたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和3年第3回議会定例会継続議案第9号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立をする）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、令和3年第3回議会定例会継続議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すること決定いたしました。

◎令和3年第3回議会定例会継続議案第10号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第15、令和3年第3回議会定例会継続議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「議長、2番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、川戸茂男君

- 2番（川戸茂男君） ただ今、議題となっております令和3年第3回定例会継続議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場から討論を行います。

反対理由は、令和3年第3回定例会継続議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の理由と同様です。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
（「議長、6番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子さん

- 6番（久保えみ子君） 令和3年第3回定例会継続議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論をします。

本議案は、九戸村下水道事業の受益者分担金の滞納者への正しい対応が行われてこなかった結果、時効となり、九戸村下水道事業に多大な欠損金を発生させることになりました。

村民の皆さまに対し、十分な説明とともに、深く反省とお詫びを申し上げなければならぬことだと思います。そして、また同時に、今後においては、法令に沿った適正な管理を行っていくことが必要です。

今回、提案された議案は、やむを得ない措置と考えます。村民の福祉向上を担う自治体の役割を果たすために頑張っている中で、再発の防止を図る上では、本議案に限らず、行政運営の全般にわたっても十分な検討を行っていくことが必要ですし、仕事に対して自覚と認識を高めて取り組んでいくことが必要です。この点も強く求めて、賛成討論とします。

- 議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、討論ありませんか。
（「議長、7番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 7番、保大木信子さん

- 7番（保大木信子君） 令和3年第3回議会定例会継続議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場で討論いたします。

先ほど行われました議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の理由と同じであります。

- 議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和3年第3回議会定例会継続議案第10号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立をする。)

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、令和3年第3回議会定例会継続議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定すること決定いたしました。

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第16、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、「村内外の教育施設等の視察調査、並びに所管事務について」、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第17、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、「村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査、並びに所管事務について」、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 18、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、「議会広報紙の発行及び広聴に関する事務、並びに所管事務調査」について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 19、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、「本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上をもちまして、令和 3 年第 4 回九戸村議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会（午前 10 時 45 分）